

令和4年12月7日

お客様、関係先様各位

日本酸化チタン工業会

### E171に関するその後の進捗と欧州以外の反応

いつもお世話になりありがとうございます。

E171<sup>\*1</sup> 取り扱いに関する欧州での行政手続きは、今年1月14日欧州委員会が食品で使用が許可されていた E171 の取り消し決定し、1月18日に官報が発出され2月7日施行となりました(但し、半年間の猶予期間を設定)。

欧州の動きに対して、6月20日、カナダ当局である Health Canada (the national health policy department of the Canadian government) は酸化チタンの食品用途に関連する全ての科学的データを評価した結果、ヒトが酸化チタン(E171)を摂取しても安全である旨の報告書を公開しました。

Health Canada の見解は英国当局の FSA (Food Standards Agency)の見解と同様であり、両当局は、食品添加物酸化チタンの使用に関連する健康上の懸念はないと結論付けています。

さらに9月、オーストラリアとニュージーランドの当局である FSANZ (Food Standards Australia New Zealand)から、ヒトが E171 を摂取しても安全である旨の報告書が公開されました。

当工業会としては、上記英国、カナダ、オーストラリア・ニュージーランド政府機関から公開された報告書見解を歓迎すると共に TDMA(欧州酸化チタン工業会)のこれまでの対応を全面的に支持しています。

食品添加物として使用されている酸化チタンは欧州だけでなく、日本においても食品添加物公定書で規定されています。更に外原規(化粧品)や薬局方(医薬品)などでも規定されており、現在に至るまで酸化チタンの使用において重篤な健康影響があったとの報告は承知しておりません。

今後進捗がありましたら都度当工業会ホームページでお知らせいたしますので、お客様各位におかれましては冷静な対応をお願いします。

さらにご不明な点等ございましたら、ご購入先又は当工業会事務局までお問い合わせ下さいますよう宜しくお願い致します。

\*1 食品添加物として使用可能な酸化チタン

以上